

(特定協定)

出雲市

築地松を活かしたまちづくり住民協定

(目的)

第1条 この協定は、出雲市の区域内を、築地松を活かした緑豊かで明るく美しいまちとすることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は「出雲市 築地松を活かしたまちづくり住民協定」とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、次条に定める協定の区域内における土地（道路、公園その他の公共の用に供する土地を除く。以下同じ。）の所有者及び借地権者の原則として全員の合意により締結する。

(協定の区域)

第4条 この協定の区域は、別紙区域図のとおりとする。

(築地松景観保全に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）のうち築地松が設置されている建物等の所有者（以下「築地松所有者」という。）は、協定区域内の築地松散居景観が良好に保たれるよう、築地松の維持管理に努めるものとする。

2 前項の場合において、築地松所有者が行う築地松の維持管理は、次の各号に定める基準に適合するよう努めるものとする。

(1) 松くい虫の防除は、年1回（樹幹注入の方法の場合は、5年に1回）程度行うこと。

(2) 築地松の剪定は、4年に1回以上行うこと。

3 協定者のうち築地松所有者以外の者（以下「築地松非所有者」という。）は、協定の区域の築地松のある散居景観を阻害しないよう努めるものとする。

4 築地松非所有者は、建築物等の敷地の緑化について、生垣を設置するよう努めるものとする。

5 協定者は、建築物等の形態、素材、意匠及び色彩について、次の各号に定める基準に適合するよう努めるものとする。

(1) 建築物等の形態及び素材は、築地松のある景観との調和に配慮したものとする。

(2) 建築物等の意匠及び色彩は、落ち着きを感じさせるものとする。

(3) 協定区域内に屋外広告物が減少するよう努めること。特に、屋外広告物の新設は行わないこと。

(4) 築地松が松くい虫により枯れた場合については、速やかに伐倒処分を行い、補植に努めること。

(協定の有効期間)

第6条 協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。

2 協定の期間満了までに、協定者の過半数の申出がなければこの有効期間はさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び廃止)

第7条 協定の内容を変更しようとするときは、協定者全員の合意によるものとする。

2 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

(協定への参加)

第8条 この協定を締結した日以後において協定区域内の土地の所有者及び借地権者となった者に対しても、この協定に参加するよう働きかけるものとする。協定区域内の土地の所有者及び借地権者のうち協定を締結していない者に対しても、同様とする。

附則

この協定書は、2部作成し、1部を築地松景観保全対策推進協議会長に提出し、1部を代表者が保管する。

平成 年 月 日

協定者 出雲市 町 番地

代表 印

(特定協定)

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印

出雲市	町	番地	出雲市	町	番地
		印			印